



SuMi TRUST年金ニュース



(平成30年12月17日)

三井住友信託銀行 年金企画部

平成31年度税制改正大綱について

平成30年12月14日、自民・公明両党から「[平成31年度税制改正大綱](#)」が発表されました。
大綱中、企業年金制度に係る直接的な改正はありませんでしたが、企業年金を含む源泉徴収における個人所得課税に関する改正事項がありますので、ご案内いたします。
また、大綱には、年金課税における検討事項も記載されており、今後の検討状況について注目してまいります。

平成31年度税制改正大綱からの抜粋

(1) 公的年金等の源泉徴収の見直し

- 第二 平成31年度税制改正の具体的内容
- 一 個人所得課税
- 5 その他

(国税)

(7) 公的年金等（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養親族等申告書」という。）の提出をすることができないものを除く。以下同じ。）の源泉徴収について、次の見直しを行う。

① 扶養親族等申告書の提出をしなかった場合の源泉徴収税額は、その提出の際に経由すべき公的年金等の支払者が支払う公的年金等の金額から公的年金等控除及び基礎控除に対応する控除の月割額（その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額）にその公的年金等の支給月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、5%の税率を乗じて計算する。

(注) 上記の最低保障額は、9万円（その公的年金等の支払を受ける居住者が65歳以上である場合には、13万5千円）とする。

- ② 扶養親族等申告書にその者の氏名を自署した場合には、その者の押印を要しないこととする。
- ③ 扶養親族等申告書の記載事項から、同一生計配偶者又は扶養親族のうちに同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者がある場合の人数を除外する。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成32年1月1日以後に支払を受けるべき公的年金等について適用する。

(地方税)

〈個人住民税〉

(2) 国税における次の見直しに伴い、所要の措置を講ずる。

- ①～④ (略)
- ⑤ 公的年金等の源泉徴収の見直し

(2) 年金課税における検討事項

第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

【補足】

本項目は、昨年度（平成30年度）税制改正大綱でも同様の記載があります（下線部分は昨年度との変更箇所）。

なお、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しにおいて、「公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限を設ける」等とされています。

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。 【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 【電話番号】03-6256-3581